

住宅用火災警報器設置状況調査の結果について

乙訓消防組合消防本部

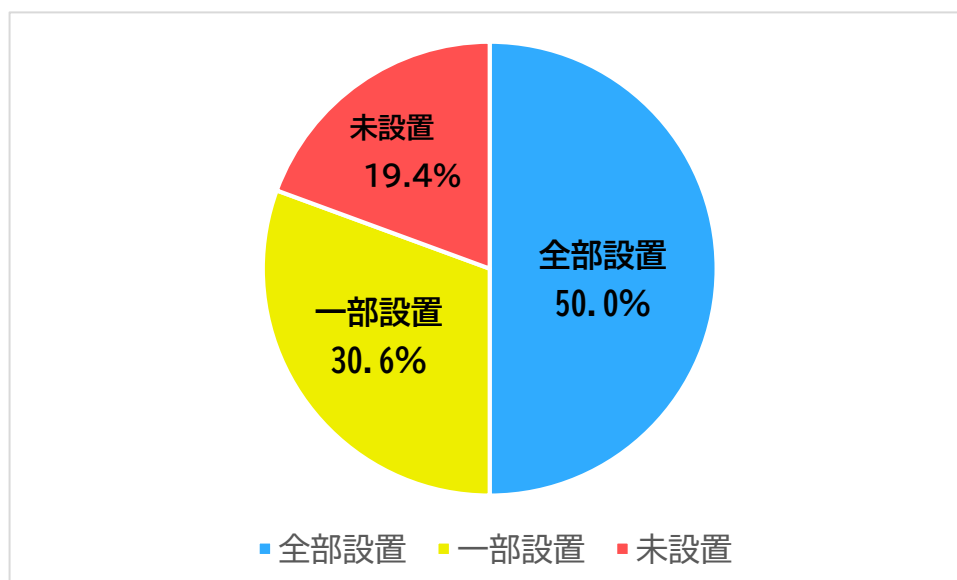
令和5年3月1日から3月7日までの間、向日市、長岡京市及び大山崎町（以下「二市一町」という。）から無作為に抽出した世帯を対象に、消防法及び乙訓消防組合火災予防条例（以下「条例」という。）により設置が義務付けられている住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の設置状況について、調査を実施しました。

1 設置率について

今回の調査では、二市一町全体の設置率（※1）は80.6%となり、市町別では、向日市が82.2%、長岡京市が78.1%、大山崎町が81.5%となりました。

また、二市一町全体の条例適合率（※2）は50.0%、市町別では、向日市が50.0%、長岡京市が46.9%、大山崎町が53.1%となりました。（表1参照）

表1 二市一町住宅用火災警報器設置状況



※1 設置率とは、条例で義務付けられている設置箇所すべてに設置されている世帯（全部設置世帯という。）と、条例で義務付けられている設置箇所のいずれか一箇所以上に、住警器を設置している世帯（一部設置世帯という。）の合計数が調査世帯数に占める割合をいう。

※2 条例適合率とは、全部設置世帯数が調査世帯数に占める割合をいう。

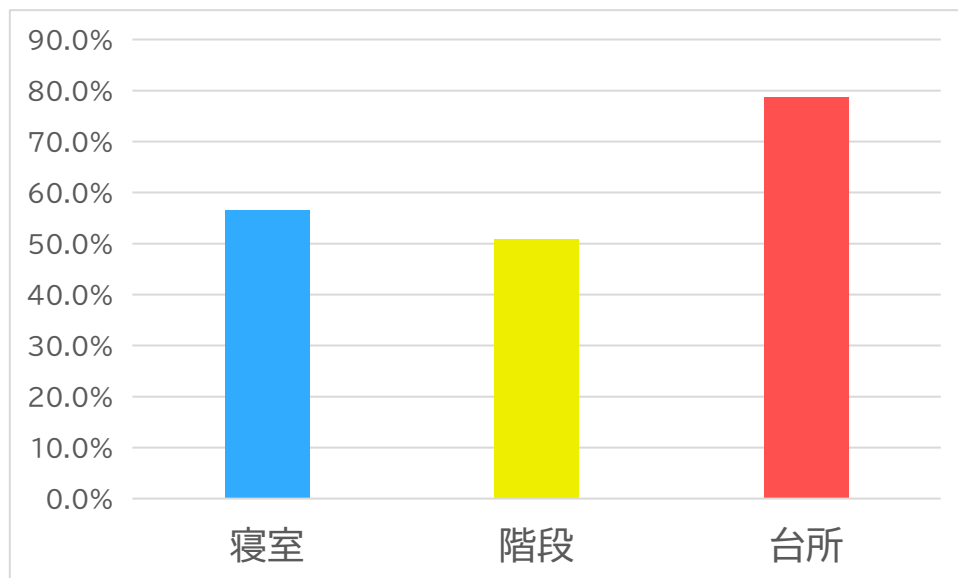
2 設置が必要な場所ごとの設置状況

住宅用火災警報器は、基本的に寝室、階段及び台所に設置が必要です。

(条例の規定により一部の場合は設置が必要でない場合があります。また、一部の場合においては【廊下】に設置が必要なこともあります。)

住警器の設置場所の傾向として、台所の設置率が高い一方で、寝室・階段に対する設置率が低い傾向となりました。(表2参照)

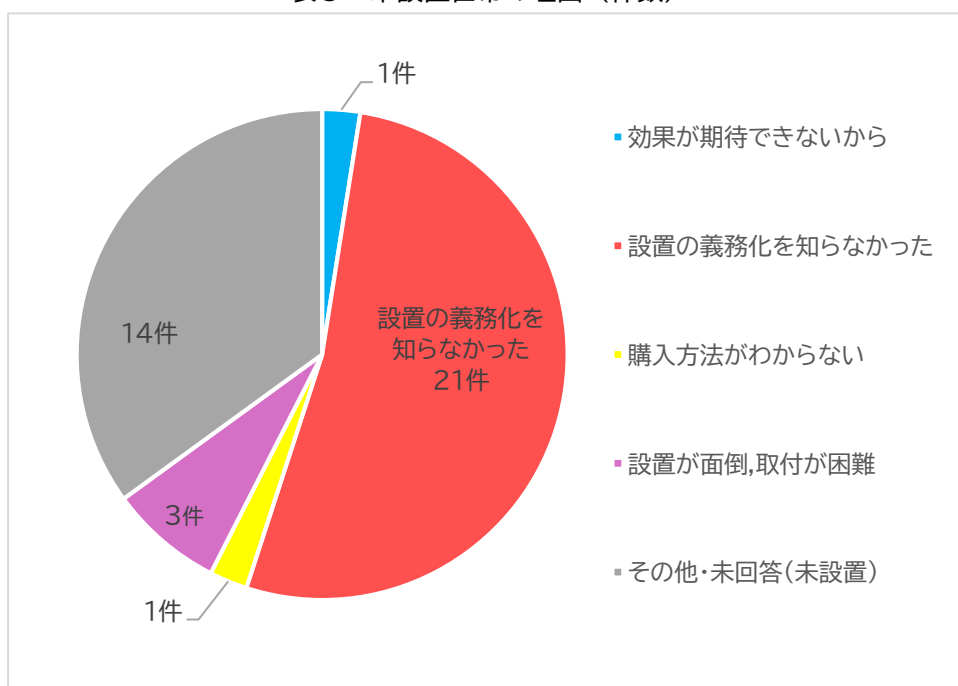
表2 設置が必要な場所別の設置状況



3 未設置世帯及び一部設置世帯における住警器の設置がない理由についてのアンケート結果

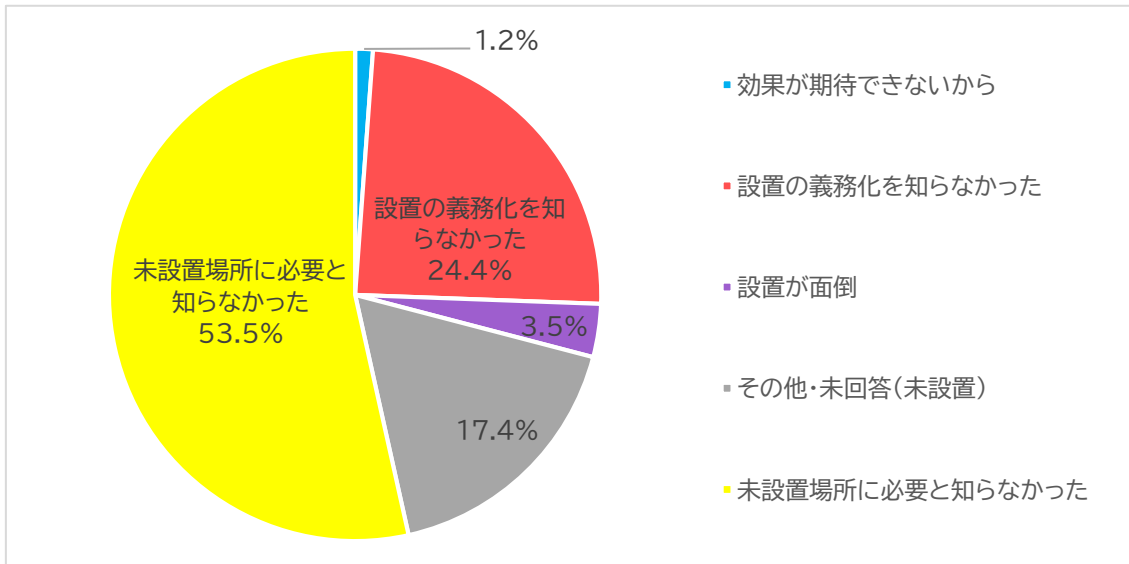
未設置世帯及び一部設置世帯には、設置されていない理由又は設置されていない部分がある理由について、アンケートをしました。未設置世帯の理由で一番回答が多かったのは【設置の義務化を知らなかった】でした。(表3参照)

表3 未設置世帯の理由 (件数)



一部設置世帯からの回答については、【未設置場所に設置が必要と知らなかった】が最も多い結果となりました。その他にも、住警器の効果について疑問を持たれていることに関わる回答がありました。（表4参照）

表4 一部設置世帯の理由（％）



4 以前の調査との比較

前年度の調査では、二市一町全体の設置率は80.8%でしたが、今年度の調査では、80.6%となりました。また、条例適合率については、前年度調査では51.0%でしたが、今年度調査では50.0%でした。昨年度より微減となりました。

5 今後の方針

今回の調査では、前回の調査と比較して、設置率は0.2%、条例適合率は1.0%の微減となりました。また、京都府全体の設置率89.9%、条例適合率68.7%と比較すると、低い水準です。

この原因をアンケート結果から検討すると、未設置世帯の理由として【義務化を知らなかった】が理由の6割近くを占めており、条例制定から10年以上経過してなお、設置義務を知らない方がおられる現状があります。

これまでも、乙訓消防組合では、管内の全戸訪問を含めて様々な啓発施策を行ってきましたが、より一層の周知のための工夫が必要であると考えています。また、一部設置世帯では、【未設置場所に設置が必要と知らなかった】との回答が多く見られたことから、条例で設置が必要と定められている場所の周知が不十分であることが、設置が進まない一因であると考えられます。

これについてさらに検討すると、設置が必要な場所【寝室・階段・台所】のうち、寝室・階段は台所という火を使う場所に比べて、「なぜ必要か」と

というイメージがとらえにくいことが根源としてあると思われます。

階段については、煙が階段を通じて上階へ広がり、階段に設置することで上階の部屋に煙が充満する前に早期避難を促すことができる重要な場所です。寝室についても、住宅火災の死者の多くは逃げ遅れによるものであり、中でも就寝中の死者が多く発生していることから少しでも逃げ遅れを防ぐために重要な場所です。これらのことを一般の方にわかりやすく周知する必要があります。

その他にも、調査を行う中で、未設置の回答を得た世帯から、直接職員に取付け支援の依頼があり、全部設置に至った例もあります。今後、取付け支援事業の拡大の検討やさらなる周知を計っていくことも必要です。

乙訓消防組合としては、調査結果を踏まえ、あらゆる機会を通じ、改めて設置推進の広報を実施すると共に、住宅防火防災対策の一環として、消火器の設置及び防災製品の普及推進と合わせて、総合的に設置推進を図っていくものとしします。

また、住警器の設置義務から10年以上が経過し、すでに設置されている住警器の電池切れや電子部品の劣化による故障が増えるものと予測されます。住宅火災による死者数を減少させるためにも、機器の手入れ及び交換等の維持管理の広報を実施していくものとしします。具体的な施策は以下のとおりです。

- (1) 各種イベント、ラジオ、自治会等での消防訓練での設置推進及び維持管理広報を図るものとする。
- (2) 予防運動等で消防署が実施する街頭広報や住宅防火訪問において、住宅用火災警報器の重要性をわかりやすく説明することで設置・維持の啓発を図る。
- (3) 高齢者世帯及び障害者世帯における住宅用火災警報器の取付け支援事業の拡充を検討するとともに、広報紙、ホームページ及び各種イベントでの啓発を実施する。
- (4) 広報紙及びホームページ等の広報媒体で、住警器が奏功した事例をお知らせするなど、設置推進及び維持管理広報を図る。
- (5) 設置が必要な場所（寝室、台所、階段及び廊下）に確実に設置されるよう、具体的な設置例を示した広報により、改めて周知徹底を図る。
- (6) 1年を通し、各住戸を防火訪問し、住宅用火災警報器の設置を及び火災予防の広報を実施する。
- (7) 住宅用火災警報器の設置を、乙訓消防組合火災予防条例に適合した住宅には、住宅用火災警報器設置済シールを配布し、戸外の道路から見えやすい位置に貼付してもらい、周辺住宅へのアピールと地域の防火意識高揚を図る。